

一般財団法人大船渡市体育協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、市内在住・在勤・在学するものの中から、大船渡市体育協会（以下「本協会」という）の発展及びスポーツの振興に貢献し、その功績顕著な者並びに各種大会で優秀な成績をおさめた者に対し各賞を贈りその榮譽を顕彰するために、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 本協会の表彰は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 栄光賞
- (3) 奨励賞

(選考基準)

第3条 次の基準に該当し、他の模範となる個人又は団体を表彰する。

- (1) 功労賞 本協会の体育スポーツの振興に功績顕著な者。
- (2) 栄光賞 県大会において優勝、東北大会3位以内、全国大会8位以内に入賞した者及びこれに準ずる成績をおさめた者、並びに日本代表として国際大会に出場参加した者。
- (3) 奨励賞 高校生を含む児童生徒で、県大会において優勝、東北大会3位以内、全国大会8位以内に入賞した者及びこれに準ずる成績をおさめた者。

(候補者の推薦)

第4条 候補者については、本協会加盟団体及び小中学校長等が別紙様式に必要事項を記載して、本協会の会長に推薦するものとする。

(受賞者の選考及び通知)

第5条 受賞者の選考は理事会で行い、受賞者の決定後、直ちに加盟団体長、学校長並びに受賞者に、その旨を通知する。

(表 彰)

第6条 表彰は、毎年度行うものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月19日から施行し、平成26年6月3日する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

一般財団法人大船渡市体育協会表彰規程内規

本協会表彰規程の具体的な基準は、次にあげるものとする。

1 功労賞

- (1) 学識経験者として、大船渡市体育振興に貢献した者。
- (2) 同一競技種目において、10年以上にわたって活躍し、その競技団体の発展に顕著な功績のあった者。
- (3) 10年以上にわたり、大船渡市のスポーツ振興に寄与し、その地区・地域団体の発展に貢献した者。
- (4) 被表彰の対象は、60歳以上とする。
- (5) その他、各競技の指導者で、長年にわたり、大船渡市のスポーツ振興に寄与した者。
- (6) 特に会長が認めた者。

2 栄光賞の「全国大会、東北大会、県大会」とは、次に掲げる大会とする。

- (1) 国民体育大会（東北・県大会）
- (2) 全日本選手権大会（〃）
- (3) 全日本大学選手権大会（〃）
- (4) 全国障害者スポーツ大会
- (5) 日本スポーツ協会、岩手県体育協会に加盟する競技団体が主催又は共催する大会

3 栄光賞、奨励賞の「準ずる成績」とは、次に掲げる成績とする。

- (1) 日本記録・東北記録・県記録の樹立
- (2) 年度ランキング（全国8位以内、東北3位以内、県1位）になった者

4 奨励賞の「全国大会、東北大会、県大会」とは、次に掲げる大会とする。

- (1) 全国高等学校総合体育大会（東北・県大会）
- (2) 全国高等専門学校体育大会（〃）
- (3) 全国高等学校定時制・通信制総合体育大会
- (4) 全国中学校選抜体育大会（東北・県中総体）
- (5) 高等学校・中学校新人大会（東北・県大会）
- (6) 日本スポーツ協会、岩手県体育協会に加盟する競技団体が主催又は共催する大会

5 栄光賞、奨励賞で、次に掲げる大会は対象外とする。

- (1) 予選大会又は選考会を経ずに出場した大会
- (2) 競技団体の推薦等によって出場した大会や親善・交流・交歓等を目的とした大会
- (3) 招待により出場した大会
- (4) 主催団体、規模、参加人数、身分、職種、年齢等により参加対象者が限定されている大会